

# 令和7年度 就学援助制度の申請受付

問学校教育課 ☎・有(582)1141 FAX(582)9441

経済的に困りの保護者に対し、給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助します。

**対**市立小中学校に在学もしくは市内在住で国立・県立・私立小中学校に在学する児童・生徒がいる保護者で、下記のいずれかに該当する人

- ①児童扶養手当を受給している
- ②生活保護を受給している
- ③市民税が非課税である
- ④市民税が減免されている
- ⑤個人事業税が減免されている
- ⑥国民年金保険料が免除されている
- ⑦国民健康保険税が減免されている
- ⑧生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ⑨失業対策事業適格者手帳を持つ日雇労働者または職業安定所日雇労働者である
- ⑩同一生計を営む(同居している)世帯全員の令和6年中の合計所得額が基準以下(所得制限あり)

## 援助内容(支給限度額あり)

学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学生用品費、修学旅行費、校外活動費 など

**申**3月3日(月)～31日(月)に下記申込フォームまたは直接、上記へ申請。学校への申請はできません。

※1月2日以降に本市へ転入した人はオンライン申請不可

※3月8日(土)午前9時～正午のみ臨時受け付けを行います。

## 申請に必要なもの

- ・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・守山市就学援助費給付申請書  
(窓口申請の場合。申請書は上記に設置。または市ホームページからダウンロード可)
- ・証明書類(上記要件の④～⑨を理由に申請する場合)
- ・振込口座(通帳)の写し：支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー  
(今年度と同じ口座の場合は不要)

**他**審査を行うため、申請した人全員が必ず援助を受けられるとは限りません。



申込フォーム



ホームページ

# 児童手当の手続きはお済みですか

問こども家庭相談課 ☎・有(582)1137 FAX(582)1138

令和6年10月分から、以下のとおり児童手当制度が変わりました。児童手当を受けとっていない人は、申請をしてください。

申請期日は3月31日(月)(必着)です。詳しくは、右記ホームページをご覧ください。



ホームページ

## ①支給対象児童の拡大

**改正前** 0歳～中学校修了までの子



**改正後** 0歳～高校生年代までの子

## ②所得制限の撤廃

**改正前** 所得制限限度額、所得上限限度額あり



**改正後** 所得制限なし

## ③第3子以降の手当額の増額

**改正前** 令和6年9月分まで(月額)

3歳未満		15,000円
3歳～ 小学校修了	第1子・第2子	10,000円
	第3子	15,000円
中学生		10,000円



**改正後** 令和6年10月分から(月額)

3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子	30,000円
3歳～高校生年代 (18歳到達後の年度末まで)	第1子・第2子	10,000円
	第3子	30,000円

## ④支給月の変更

**改正前**  
2月、6月、10月(年3回)



**改正後**  
2月、4月、6月、8月、10月、12月(年6回)

**他**申請期日までに、おこさまを養育している人がお住まいの市区町村へ申請してください。

※養育している人が複数いる場合は、令和5年中の所得が高い人が申請してください。

※公務員の方は勤務先に申請してください。